

社会福祉法人 さくら会
さくら苑指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 さくら会（以下「指定事業者」という。）が開設する特別養護老人ホーム さくら苑（以下「指定施設」という。）が行うユニット型介護老人福祉施設の事業（以下「指定施設サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め施設の医師、生活相談員、介護職員、看護職員、管理栄養士、機能訓練指導員及びその他の職員（以下「従業者」という。）が、常時介護が必要で居宅生活が困難な要介護者に対し、適正な指定施設サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定事業者は、入居者が可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、日常生活上の世話及び社会生活上の便宜の供与を行う中で、入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう努めるものとする。

2 指定施設サービスの提供にあたっては、関係行政機関、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他のサービスを提供する者との、連携に努め常に入居者の立場に立って、指定施設サービスを提供するように努める。

（施設の名称等）

第3条 指定事業を行う指定施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1） 名 称 特別養護老人ホーム さくら苑
- （2） 所在地 札幌市西区発寒17条3丁目4-30

（従業者の種類、員数および職務内容）

第4条 指定施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（ 常勤 1名 ）
管理者は、指定施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に施設運営に必要な指揮命令を行う。
 - （2）医師 2名（ 非常勤 2名 ）
医師は、入居者に対し、健康管理及び療養上の指導を行う。
 - （3）生活相談員 1名以上（ 常勤 1名以上 ）
生活相談員は、入居者又はその家族等に対し相談、助言その他の援助を行う。
 - （4）介護職員 34名以上（ 常勤34名以上 ）
介護職員は、入居者に対し、入浴、排泄、食事等の介護及び日常生活上の世話を行う。
 - （5）看護職員 3名以上（ 常勤 3名以上 ）
看護職員は、入居者に対し、健康管理及び医師の指示に基づき療養上の指導を行う。
 - （6）管理栄養士 1名以上（ 常勤 1名以上 ）
管理栄養士は、入居者に対し適切な栄養管理を行う。
 - （7）機能訓練指導員 2名以上（ 常勤 2名以上 ）
機能訓練指導員は、入居者に対し、日常生活を営むに必要な機能改善又は減退を防止するための訓練を行う。
 - （8）介護支援専門員 1名以上（ 常勤 1名以上 ）
介護支援専門員は、入居者に対する施設サービス計画の作成を行う。
 - （9）事務員 1名以上（常勤 1名以上）
事業に係る事務及びその他の業務を行う。
- 2 日中についてはユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置する。
- 3 夜間及び深夜においては、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置する。
- 4 ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置する。

（入居定員及びユニット定員）

第5条 指定施設の入居定員は、100名とする。

2 10ユニットで、1ユニット10名とする。

（施設サービスの内容、手続きの説明及び同意）

第6条 指定事業者は、指定施設サービスの提供に際し、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、その他入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説明を行い、指定施設サービスの開始について入居申込者の同意を得るものとする。

（受給資格者等の確認及び要介護認定の申請に係る援助）

第7条 指定事業者は、指定施設サービスの提供を求められた場合は、その者の被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及びその認定期間を確認する。

2 入居の際に要介護の認定を受けていない入居申込者について、申請が行われていない場合は、申請手続の必要な援助を行う。また、要介護認定の更新の申請にあっても、有効期限満了の日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

（介護福祉サービスの提供）

第8条 指定施設は、身体上又は精神上著しい障害があるため常時の介護を必要とし、居宅において介護を受けることが困難な者に対し、指定施設サービスを提供する。

2 指定施設は正当な理由がなく指定施設サービスの提供を拒んではならない。

3 指定施設は、入居者が入院治療を必要とする場合その他適切な施設サービスの提供が困難である場合は、医療機関又は介護老人保健施設を紹介する等の措置を講じる。

4 指定施設は、入居者の心身の状況、生活環境等を常に把握し、居宅での日常生活の可否を検討する。

（入退所の記録の記載）

第9条 指定事業者は、入居者の入居年月日及び退所年月日を当該者の被保険者証に記載する。

（利用料等の徴収）

第10条 指定事業者は、指定施設サービスを提供した場合は、入居者から利用料の一部として、厚生労働大臣が定める指定施設サービス費用基準額から、指定事業者が直接支払われる指定施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるほか、次の第1号から第3号に規定する費用を徴収する。

（1）食事の提供に要する費用

（2）滞在に関する費用

（3）その他費用

① 預り金管理費

② 理髪代（1回）

③ カルチャースクール参加費用 材料費のみ実費

④ 日用品費 実費

⑤ 嗜好品費 実費

⑥ 特別な食事代（行事食等）実費

⑦ ①～⑥以外での個別の希望されたサービスは実費

2 前項第1号に掲げる食費、居住費について負担限度額認定を受けている者は、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。

（1）食費は全額自己負担とし負担の基準は厚生労働大臣が定める費用の額を基準費用額とする。

（2）居住費及び食費の負担の限度額は厚生労働大臣が定める額を限度額とする。

（3）特定入所者介護（支援）サービス費の対象者は利用者負担第1段階から第3段階

までの者で市町村が交付する「介護保険負担限度額認定証」により居住費及び食費を徴収する。

- (4) 第4段階に該当する利用者の居住費及び食費の負担額は厚生労働大臣が定める基準費用額とする。
- (5) 居住費及び食費の自己負担は、介護サービス費と併せて請求書が発行されるので、利用者はこれに基づいて支払うものとする。
- (6) 居住費及び食費の自己負担額は別表1に定める額とする。
- (7) 1日に1度でも食事を提供した場合には1日当りの額が自己負担となる。
- (8) 基準費用額及び限度額の変更は厚生労働大臣が定める基準の改正に基づくものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第11条 指定事業者は、利用者から法定代理受領サービスに該当しない利用料の支払いを受けた場合は、当該サービス内容、費用の額その他必要な事項を記載した証明書を交付する。

(施設サービス計画)

第12条 指定事業所の管理者は、介護支援専門員をして、入居者及びその家族の希望又はその入居者について把握された課題等を踏まえ、他の従業者と協議の上、サービスの目標、内容、サービスを提供する上で留意すべき事項を記載した施設サービス計画を作成する。

(栄養ケア計画の作成)

第13条 介護支援専門員は管理栄養士と連携して、提供サービスの一つとして栄養ケアを導入する。

- 2 栄養ケア計画は管理栄養士が中核となり、入居者の自己決定・自己選択の原則に基づき、他職種協働で作成・実施する。
- 3 施設サービス計画及び栄養ケア計画は、入居者及びその家族に説明し同意を得る。また施設サービス計画及び栄養ケア計画を変更する場合も同様とする。
- 4 入居者に対し、施設サービス計画及び栄養ケア計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービス管理、評価を行う。

(経口移行計画及び経口維持計画の作成)

第14条 医師の指示に基づき医師・管理栄養士・看護師・介護支援専門員その他の職種の者が共同して、当該計画の作成が必要な入居者に対して経口移行計画又は経口維持計画を作成する。

- 2 この内容は栄養ケア計画に盛り込むものとする。

(個別機能訓練計画の作成)

第15条 機能訓練指導員・看護職員・介護職員・生活相談員その他の職種の者が共同して、入居者個別に機能訓練計画を作成する。

- 2 この内容は施設サービス計画に盛り込むものとする。

(介護福祉施設サービスの取扱方針)

第16条 指定施設は、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資する適切妥当な処遇を行う。

- 2 従業者は、施設サービスの提供に当っては、入居者又はその家族に対し処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明する。
- 3 指定施設は、提供する指定施設サービスの質の評価を行い、必要な改善を図る。
- 4 指定事業者は、指定施設サービスの提供に当っては、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他入居者の行動を制限する行為は行わない。
- 5 指定事業者は、社会福祉法人 さくら会身体拘束防止マニュアルの趣旨を踏まえて従業者を指導し、指定事業の運営に努めるものとする。
- 6 事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 管理者
- (2) 苦情解決体勢を整備しています。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) 虐待防止委員会を設置しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

（施設サービスの内容）

第 17 条 指定施設サービスの提供に当っては、入居者が各ユニットにおいて、相互に社会関係を築き、自律的な日常生活を支援するため、適切な介護技術をもって行う。

- 2 入居者の日常生活の家事を入居者が役割をもって行うよう適切な支援を行う。
- 3 入居者の身体の清潔を維持するため、入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合は清拭によって行う。
- 4 排せつの自立について必要な支援を行う。又おむつを利用せざるを得ない入居者にあつては、適切な取替を行う。
- 5 離床、着替え、整容その他日常生活の世話を行う。
- 6 指定事業者は、入居者の負担により従業者以外の者による介護は行わない。
- 7 じょく瘡の発生を防止するため適切な介護を行うとともに体制の整備を行う。
- 8 口腔衛生の管理を行う。

（食事の提供）

第 18 条 入居者の食事は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間にその意志を尊重しつつ、共同生活室で食事を摂ることを支援する。

（相談、援助、その他サービスの提供）

第 19 条 指定事業者は、常に入居者の心身の状況、その他置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族からの相談を受け、助言を行うとともに必要な援助を行う。

- 2 指定事業者は、教養娯楽設備を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行う。
- 3 指定事業者は、常に入居者の家族との連携に努める。

（機能訓練及び健康管理）

第 20 条 指定事業者は、入居者の心身の状況を踏まえ、必要に応じ機能訓練を行う。

- 2 指定事業所の医師及び看護職員は、入居者の健康の保持に努めるものとし、医師にあつては入居者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳に必要事項を記載する。

（入院期間中の取扱）

第 21 条 入居者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合、3ヶ月以内に退院が見込まれるときは、必要に応じて便宜を供与するとともに、退院後再び入居することができるようにするものとする。

（入居者に関する市町村への通知）

第 22 条 指定事業者は、入居者が次のいずれかに該当する場合は、意見を付して市町村に通知する。

- (1) 正当な理由がなく指定施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより要介護状態等が増進したと認められるとき。
- (2) 不正な行為によって保険給付を受けようとしたとき。

(非常災害対策)

第 23 条 特別養護老人ホームさくら苑の防火管理計画及び消防署に提出している自衛消防訓練計画書、災害時業務継続計画に基づいて災害対策、事業継続対策を行う。なお、利用施設にはスプリンクラー及び防災監視盤を設置している。

(衛生管理及び感染症対策体制の徹底等)

第 24 条 指定事業者は、食器その他の設備又は飲用水の衛生的な管理に努め、又は衛生上の必要な措置を行う。

- 2 当該施設における感染対策委員会と衛生管理委員会を 1 月に 1 回程度、定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を行う。
- 3 当該施設における感染対策マニュアル及び衛生管理マニュアルを作成し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。感染症発生時業務継続計画に基づいて事業継続対策を行う。
- 4 当該施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施する。
- 5 上記に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(施設における介護事故発生の防止等)

第 25 条 事故が発生した場合は、別に定める事故発生報告書により、速やかに管理者に報告するとともに、次により事故発生の防止に努めるものとする。

- (1) 事故発生報告書により報告された事案について、介護事故防止委員会において検討され、その分析を通じた改善策を介護職員その他の従業者に周知徹底する。
- (2) 事故の発生予防に係る従業者に対する研修会を定期的実施する。

(協力病院等)

第 26 条 指定事業者は、診療又は入院治療を必要とする入居者のため、協力病院を定める。また、歯科医療機関についても同様とする。

協力医療機関 ： 勤医協札幌西区病院
 札幌市西区西町北 19 丁目 1 番 5 号 011-663-5711
協力歯科医療機関： 勤医協にしく 歯科診療所
 札幌市西区西町北 20 丁目 5 番 15 号 011-666-6222

- 2 指定事業者は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を行政へ届け出ます。

(事業の概要の揭示)

第 27 条 指定事業者は、指定事業の実施に係る運営規程を提示するほか、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を揭示する。

- 2 指定事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載します。

(秘密の保持等)

第 28 条 従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族等の秘密を他に漏らしてはならない。従業者を退いた後も同様とする旨を雇用契約の内容とする。

- 2 指定事業者は、指定事業の実施にあたり入居者又はその家族の個人情報を用いる場合は、入居者又はその家族の同意をあらかじめ文章により得るものとする。
- 3 サービス利用者に係る個人情報の管理方法は別に定める。

（広告に係る留意事項）

第 29 条 指定事業者は指定介護老人福祉施設の広告をする場合は、その内容が適正であることに十分留意する。

（利益供与等の禁止）

第 30 条 指定事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業員に対し、自己のサービスを利用させることの代償として利益を供与してはならない。

- 2 指定事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他の利益を収受してはならない。

（苦情処理）

第 31 条 指定事業者は、指定施設サービスに係る入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

- 2 苦情の処理は、社会福祉法人さくら会福祉サービスに対する苦情処理に関する規程に基づき処理するほか、その他の苦情受付機関の助言を受けるとともに、市町村又は国民健康保険連合会が行う改善指導及び助言に従う。

（身体拘束）

第 32 条 身体拘束については、別に定める身体拘束防止マニュアルによる。また、身体拘束緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、次のすべてに該当した場合とする。

- ① 入居者本人又は他の入居者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
 - ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない。
 - ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的である。
2. 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、入居者及びその家族に説明し同意を得る。
 3. 指定事業者は、継続して心身の状態等の観察・再検討を行い、定期的に事故の防止及び身体拘束の廃止に関する対策委員会を招集の上、引き続き第 1 項に該当するかどうかを審議する。
 4. 審議により身体拘束を廃止する場合は、入居者及びその家族に説明し同意を得る。
 5. 事故の防止及び身体拘束の廃止に関する対策委員会及び介護職員その他の従業者に対する研修を定期的に行う。

（地域との連携）

第 33 条 指定事業の運営に当っては、地域住民及び地域住民によるボランティア活動等との連携及び協力など、地域との交流に努める。

（事故発生時の対応）

第 34 条 指定事業者は、指定介護老人福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、北海道、市町村及び入居者の家族に速やかに連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

- 2 指定事業者は、指定介護老人福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害を賠償する。ただし、施設の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。
- 3 前項の場合において、当該事故発生につき入居者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができる。

（記録の整備）

第 35 条 指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定事業者は、指定介護老人福祉施設サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存する。

（施設の利用にあたっての留意事項）

第 36 条 入居者又はその家族は、施設の利用に当っては次の事項を遵守するものとする。

- （１）面会時間 午前 8 時 30 分から午後 9 時までとする。
 - （２）外出又は外泊 外出又は外泊する場合は、原則として家族の送迎を必要とし、必ず施設長に届出てその許可を受け、帰った時は、直ちにその旨を報告すること。
また、遠距離への外出・外泊については、宿泊先の住所、氏名及び用件を届出て必ず施設長の許可を受けること。
 - （３）喫煙 指定の場所以外での喫煙は禁止すること。
 - （４）その他、 居室及び設備の使用にあたっては、善良な管理者の注意をもって使用するほか、他の入居者に迷惑を及ぼす行為は禁止する。
- 2 外出又は、外泊にともなう施設利用料額及び食事負担額は、別に定める基準により取り扱う。

（介護老人福祉施設の運営に関する留意事項）

第 37 条 指定事業者は、この規程に定める事項のほか、指定介護老人福祉施設サービスの提供に関して必要な事項は、入居者又はその家族との協議に基づいて定める。

（緊急時における対応方法について）

第 38 条 指定事業者は、災害や介護事故、その他入居者や職員等の生命に危険が及ぶような事態が生じた場合には、各種マニュアルや指針の内容に沿って迅速に対応することを心掛ける。

附 則

1. この規程は平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

1. 平成 19 年 4 月 1 日 第 4 条変更

1. 平成 21 年 9 月 2 日一部変更（第 4 条の員数は、平成 21 年 5 月 25 日付北海道知事宛介護保険施設等現況報告書による平成 21 年 4 月 1 日現在である。）

1. この規程は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

1. この規程は平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

1. この規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

1. この規定は平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

1. この規定は令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

1. この規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

1. この規定は令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

1. この規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

1. この規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

1. この規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

